

令和2年5月21日

天童市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 山本信治様

天童市議会新型コロナウイルス感染症対策支援本部
本部長 山崎 諭

新型コロナウイルス感染症に関する提言

標記のことについて天童市議会新型コロナウイルス感染症対策支援本部において協議した結果、下記のように提言いたします。

記

1 感染症防止対策について

- (1) 帰省自粛の学生等に対し、市独自の特産品やマスク等の支援を行うこと。
- (2) 市内の中小企業者に対し、新型コロナウイルス感染防止の設備等に支援を行うこと。

2 経済・雇用対策について

- (1) 雇用調整助成金申請のための経費を支援すること。
- (2) 持続化給付金の対象とならない事業所に対し市独自に支援を行うとともに、申請への支援を行うこと。
- (3) 解雇や雇止め、休職となった従業員（パート、アルバイト含む）、就職内定取り消し者等への支援を行うこと。
- (4) 観光関連業（土産店、菓子店、将棋駒店、旅行業、観光バス業等）への支援を行うこと。
- (5) 天童温泉ホテル旅館に昨年度の入湯税相当額を給付する追加の支援を行うこと。

3 子育て支援等について

- (1) 学童保育の指導員に特別給付金（激励金）等の支援を行うこと。
- (2) 子育て世代への市独自の支援については所得制限等を撤廃し、特例給付受給世帯も含め一律にすること。

4 相談窓口の設置について

- (1) 新型コロナウイルス緊急経済支援策（国・県・市）の相談に関する総合窓口や相談ダイヤルを設置すること。
- (2) 生活福祉資金貸付や住居確保給付金、外出自粛の長期化によるDV被害者等の相談支援体制の強化を図ること。

5 その他の支援策等について

- (1) サクランボの収穫時期を迎えることから、消費拡大や売上減少に対する支援、サクランボ農家に対する労働力確保等を行うこと。また、需要の減少により販売できない農畜産物等の販売システムを構築すること。
- (2) 市内の小・中学校にタブレット端末等のオンライン学習環境の早期整備を図ること。
- (3) 上下水道料金、国民健康保険税、介護保険料等、急激な収入減に対する対応策を講じること。
- (4) 支援情報や感染防止、感染者が出た場合の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する市民に分かりやすい広報紙の特集号を発行すること。

6 上記の各項目を実行するための予算措置を講じること。

7 各会派等でまとめた要望等を添付しますので参考とされたい。

新型コロナウイルス感染症対策への要望

清新会

会長 鈴木照一

I. 経済支援対策

- ①新型コロナウイルス「緊急経済支援策」(国・県・市)の相談に対する総合窓口(ワンストップ)の設置、及び相談ダイヤルの設置(該当にならなかった相談者への説明も所管と連携した丁寧な対応)
- ②全世帯(事業所含む)へ、上下水道料金の基本料金2か月分の免除(返金)
- ③学童保育の指導員に特別給付金(激励金)の支給
- ④解雇・雇止め・休職となった従業員(パート・アルバイト含む)への給付金
- ⑤観光関連業(土産店・菓子店・将棋駒店・旅行業・観光バス業等)への支援金
- ⑥雇用調整助成金申請にかかる社労士への経費の負担助成

II. その他支援策

- ①サクラノボ農家に対する労働力確保への支援(日当への補助金含む)
- ②小中学校のオンライン学習環境の早期整備

新型コロナウイルス感染症に関して必要とする施策について (てんどう創生の会・令和2年5月19日)

◎雇用調整助成金申請への支援

雇用調整助成金の申請は売上高の算出等が複雑で、個人での申請書類の作成は困難であるとの声がある。そのため、雇用調整助成金の申請説明会を聴いただけでは申請に至らない場合があると思われる。

雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等に依頼した際の費用の一部補助や個別に相談できる市独自の窓口の開設が必要ではないか。

◎持続化給付金の支援に該当しない事業者への支援

本市の中小企業者緊急経営支援事業は持続化給付金の支給決定が要件とされている。持続化給付金の支給要件に「50%以上の売上げの減少」というものがあり、売上げの減少が50%未満の場合には本市の中小企業者緊急経営支援事業には該当しない。

飲食業緊急経営支援事業は持続化給付金の支給決定が要件とされていないため、飲食業の場合は売上げの減少が50%未満の場合であっても支援されるので問題はないが、売上げの減少が50%に満たない飲食業以外の事業者には支援がない状態である。売上げの減少がなかった事業者への支援は必要ないが、50%に近い売上げの減少がある事業者への支援も必要ではないか。

(参考) 売上げの減少が30~50%未満で持続化給付金の支給対象にならない個人事業者に30万円を給付する。

◎持続化給付金申請への支援

手続き方法が分からないなどの理由により持続化給付金の申請をためらっている事業者がいるようである。

5月28日にイオンモール天童に開設が予定されている持続化給付金の電子申請を支援する取り組みを早急に、かつ積極的にPRし、持続化給付金の活用を促進する必要があるのではないか。

◎需要の減少により販売されない農畜産物や商品を特売するシステムの構築

外出の自粛や学校給食の中止などのために需要が減少し販売されない農畜産物や商品を特売するシステムを構築し、消費拡大を図る必要があるのではないか。

(参考)

- ・やまがたさくらんぼファーム（天童市）
規格外の果物40Kgを3万円弱で6か月の間に届けるサービス。2週間で約120トンを完売。
- ・加藤物産（上山市）
賞味期限が近い商品を詰め合わせにして半額で提供。約2時間で予定数量を完売。
- ・飯豊町
町内産米沢牛の焼肉セットを町民に半額以下で販売

◎感染防止のための店舗設備等の整備経費の支援

市内の商業店舗を営む中小企業者に対して、これからも継続すると考えられる新型コロナウイルス感染防止のための店舗設備等の経費（ビニールカーテン等飛沫対策用品や手指消毒液の購入費、換気設備導入費等新型コロナウイルス対策事業であると市長が認めるもの）を補助してほしい。※東根市で実施

◎市民への情報伝達体制の構築

新型コロナウイルス感染症支援対策情報や市のお知らせ等、市民への情報伝達が行き届いていない現状を踏まえ、市報とは別に新型コロナウイルス感染症特集号の早期発行をお願いしたい。併せて、感染症者が本市より出た場合を想定し、予備知識となる情報を掲載してほしい。（労災補償や雇調金等の各種申請、同居する家族に感染症者が出た場合の対応について等）

◎ふるさと納税の寄付の使い道の項目に「新型コロナウイルス感染症対策」の項目を追加

ふるさと納税の寄付の使い道の項目の中に新型コロナウイルス感染症対策の項目を追加することで本市出身の方が寄付し易い体制が構築されるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止や新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方（事業者含む）への経済対策などを迅速に実施することに加え、市民が安心して暮らすことができるまちを取り戻すために活用してほしい。

◎DV被害者等の相談支援体制の強化

外出自粛の長期化によるDV被害者等の増加に対応するため、県の関係機関とも連携を図り、相談支援体制の強化と臨時シェルター（避難先）としてのホテル借り上げによる緊急避難を支援してほしい。

◎窓口の「待ち人数」状況のホームページでの公開

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、混雑が予想される窓口の「待ち人数」状況を市のホームページで公開してほしい。

◎終息後を見据えた中長期的な対策

感染の終息が見えた段階で、本市のすべての事業所を対象として新型コロナウイルス感染症による影響を調査したうえで、終息後を見据えた中長期的な対策を検討してほしい。

新型コロナウイルス感染症対策に対する申し入れ事項

- (1) 雇用調整助成金等の申請手続き経費への助成
- (2) 国の持続加給付金は売り上げの減少が50%以上とされているが、前年の実績がない事業者もいるので、実態にあった拡大支援を
- (3) 帰省自粛の学生等について、長期休暇後というが、経済的負担が大きく、速やかな経済支援を
- (4) 職を失った方や就職内定取り消しなどの実態把握に努め、会計年度任用職員としての採用など、市独自の支援策を講じること
- (5) 生活福祉資金貸付や住居確保給付金などの相談窓口の人員体制の強化を図ること
- (6) 農家はこれからのサクランボ収穫時期を迎え、需用に大きな不安を持っている。消費拡大対策とともに、売り上げ減少に対する支援策を講じること
- (7) 国民健康保険、介護保険など保険料の賦課時期になるが、急激な収入減に対する対応策を講じること

無会派要望

1. 子育て世代への市独自の給付は一律給付を

- ① 市独自の第二弾で、国の給付金一万円に市が独自に上乗せしたが、児童手当が基準で所得制限の線引きがあり、受け取っていない世帯は片親でも受け取れない。今回の新型コロナ関連では、学童保育、保育所を休ませ自宅で保育している家庭もあり、他に自粛生活等で全ての世帯が損害を被っている。国の特別給付金と同様に子育て世代の世帯には一律に給付すべき。

2. ホテル旅館に昨年度納入の入湯税を一時返還する

- ① 市独自の第二弾で、ホテル旅館業には一律100万円と昨年の入湯税の1割を給付することになったが、ホテル旅館にしてみれば少額である。ホテル旅館の倒産が起きれば、観光都市天童市にとって大打撃である。多額の支給は不可能だが、昨年度の納入済みの入湯税と同額を一時返還し今年度は通常通り納入していただく。結局は1年分あと送りになり実質給付のようなものである。